$\bigcirc$ 

※2014年6月現在、都内を中心に8金融機関・63店に本ニュースレターをお届けしています。

#### 地域金融機関の職員様向けニュースレター

# 顧客相談 サポート通信

### **NEWS LETTER**

2014.6. Vol.52

発行:©行政書士 鉾立榮一朗事務所 〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101 TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

#### < 目 次 >

- ・ごあいさつ
- サポート事例・・・①『長らく稼働していない会社を解散させたい』
  - ②『祖母 → 父・後妻 → 子へと財産をつないだ遺言書作成案件』
- ・編集後記



行政書士 鉾立榮一朗事務所 Change&Revival 株式会社 代表 鉾立 榮一朗 事業承継アドバイザー ECA 宅地建物取引主任者 ビジネス法務エキスパート® 1974 年生れ おひつじ座 B型

趣味:キャンプ、登山、サッカー

## **くごあいさつ>**

こんにちは、鉾立です。

遅ればせながら、当事務所の併設会社、 Change & Revival 株式会社(チェンジ アンド リバイバル) のホームページを 開設しました。

当社では、行政書士業務の枠に収まらな いクライアントニーズの受け皿として、 経営アドバイザリー事業と財産コンサル ティング事業を行っています。



ぜひ営業店の皆様でご回覧ください

融資につながった財産コンサルティング事例も増えてきています。 ぜひ一度ご覧ください! → http://www.hokodate-eiichilaw.com

## <サポート事例>

#### ①『長らく稼働していない会社を解散させたい』

取引先信用金庫職員様のご案内で Y 様とはじめ て面談したのは、今から約3年前のことでた。

Y 様の亡きご主人様は、地元で不動産会社を経 営されていたそうです。

8年前、ご主人様に相続が発生。その際、顧問税 理士の主導で相続手続きが行われ、気がついたら、 奥様である Y 様がその会社の取締役になってお り、同時に、ご主人様から会社に対する貸付金 6700万円をY様が相続したことになっていたそう です。

その会社は現在に至るまでほとんど稼働してお

らず、何度も顧問税理士に「会社をなくしたい」 と相談したそうですが、「会社を活用して貸付金を 返してもらえばいい。なくす必要はない」と言わ れ、会社を活用する気がまったくない Y 様は、毎 年確定申告時期に無駄に税理士報酬と法人住民税 を支払っているとのことでした。

理士さんと打合せをさせてください」とお話しさ せていただきました。

それから間が空き、3年後の今年2月のこと。

「顧問税理士には辞めてもらうから、会社をなく

 $\bigcirc$ 

\* web でバックナンバーをご覧いただけます。≫ 鉾立 事務所 つづきは裏面へ→ 検索

当事務所では、「会社の解散登記はもちろんでき ますが、Y 様から会社に対する貸付金 6700 万円の 処理に税務上の判断が関わってくるので、顧問税

## -<サポート事例>-

す手続きをしてほしい」と Y 様からご連絡をいた だきました。あれから何度も顧問税理士に「会っ て話をしたい」と言ってきたが、向こうが会おう としないから、「もうこちらで全部やるから辞めて もらう」と話をつけたとのこと。そこでパートナ 一税理士を同行し、再び Y 様のご自宅で面談する ことになりました。

ポイントは、Y様から会社に対する貸付金 6700 万円の処理。Y 様が会社に対して貸付金を放棄す ると、会社に債務免除益が計上されて多額の税金 が発生してしまいます。

面談時に直近の確定申告書を拝見させていただ いたところ、会社は、貸付金とほぼ同額の債務超 過の状態になっていることが分かりました。

債務超過の額までの債務免除益であれば、法人 に所得は発生しません。この状態のままで解散登 記をしても税務上問題がない旨、パートナー税理 士から説明をさせていただきました。

その後、当事務所ではパートナー司法書士と連 携して解散及び清算人選任登記を実施。先月末に 無事、パートナー税理士による解散確定申告が完 了しました。

Y様は現在73歳。会社への貸付金を整理しない まま万が一相続が発生していたら、相続税の負担 が想定以上に増えてしまうところでした。

現在当事務所では、引き続きY様の公正証書遺 言作成のサポートをしております。

## <サポート事例>

#### ②『祖母 → 父・後妻 → 子へと財産をつない だ遺言書作成案件』

約1年半前、当事務所の併設会社 Change & Revival 株式会社において、『自宅兼事務所の建 築資金調達を目的とした財産コンサルティン グ』を実施しました。(『顧客相談サポート通信』 2013.1. Vol.35 のサポート事例でご紹介した案 件です。)

本案件は、当初、「祖母名義の土地の上に孫が 建物を建てたい」という内容の相談でしたが、 将来の相続対策を踏まえて、ご祖母様から、-旦お客様のお父様とその後妻様(ご祖母様の長 男と養女)に土地を生前贈与し、共有名義とし

た土地の上にお客様が建物を建てるスキームを 提案。取引先信用金庫様に融資を実行していただ き、無事、自宅兼事務所が建った案件です。(※相 続時精算課税制度を長男と養女の二人で選択)

その後当事務所では、特別養護老人ホームに入 居しているご祖母様の公正証書遺言の作成をサポ ート。引き続き先月、お父様と後妻様の公正証書 遺言の作成をサポートさせていただきました。

これで、祖母 → 父・後妻 → 子(二男)へと 財産をつなぐ道筋がつきました。

クライアントご家族には、これからも幸せに暮 らしていってほしいと心から願っております。

# <編集後記>

昨年購入し、あまり効果的に活用できていなかっ たルームランナー。最近ようやく毎日使うように なってきました。今実践しているのは、「朝6時に 起床 → 自宅から徒歩 1 分の事務所にてルームラ ンナーを 30 分使用 → 一旦帰宅し、シャワーと朝 食 → 再度事務所へ出勤」という生活リズム。つ いつい晩酌してしまう夜よりも、朝の時間帯の方 が習慣化できそうです。この調子で頑張ります!

行政書士 鉾立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、 お客様の"ハッピーな将来を実現する"お手伝いをしております。

#### <主要業務>

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家庭の資金繰りサポート 貸地·借地 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社·法人設立 営業許認可手続 資金調達·資金繰り 契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

- 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング
- ◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師 についてもお気軽にご相談ください。

□財産の問題で困っているお客様がいる □経営の問題で困っているお客様がいる

お気軽に ご連絡ください!

□お客様の問題を解決して、融資につなげたい

行政書士 鉾立榮一朗事務所

# Change&Revival 株式会社

宅地建物取引業免許 東京都知事(1)第94647号

〒 167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

FAX 03-5311-0781

相談業務に役立つ小冊子

『間違いのない遺言書

の書き方 5つのチェッ

無料進呈中

クポイント』

9:00~20:00 TEL 03-5311-0780 土日祝休

**山** ホームページ http://www.hokodate-jimusyo.com ≫ | 鉾立